

52 支那事変中配属将校の代理に関する件に付公私立学校等へ通牒

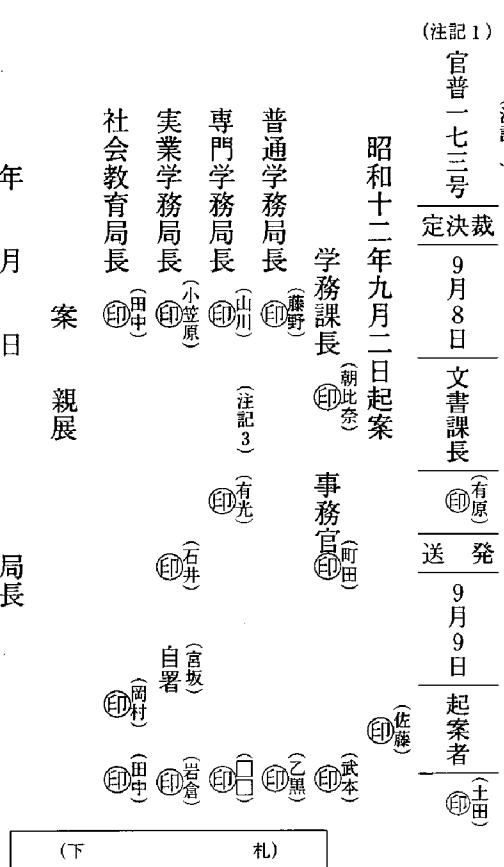
〔昭和十二年九月〕

ヲ御督励ノ上教育内容ノ低下ヲ來サ、アル様充分御配意相成度
〔加筆・朱書〕尚從軍セル教練教師並ニ青年学校教練科指導員ノ補欠ニ關
シテハ八月二十三日付發普一一五号次官通牒記第一項ノ趣旨ニ
依リ御取計相成度〔加筆・朱書〕

追テ本件ハ外部ニ漏洩セザル様留意相成度為念申添フ

(備考)

一、八月廿三日付ヲ以テ陸軍次官ヨリ事變ニ依リ配属将校ノ出征セル場合ハ他ノ將校ヲシテ代理セシムルコト、シ而テ本来ハ其ノ箇々ノ場合ニ就テ文部大臣ニ協議スベキ処ヲ以上ノ原則ヲ協議スルニ止メ爾後箇々ノ場合ハ陸軍大臣ニ於テ代理ヲ命ジタル後文部大臣ニ通報スルコト、為シ度旨協議有之右ニ同意セリ



〔下札〕

(注記4)

〔男子ノミ〕直轄學校長
〔官立首、聲喧〕右二準ズル公私立學校長〔高等諸學校〕
支那事變中配屬將校ノ代理ニ關スル件
今次ノ支那事變ニ依リ配属将校ニシテ從軍セル者アル場合ハ陸軍現役將校学校配属令第六条ニ依リ他ノ將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシメラルベキニ付御了知相成度右配属将校代理モ自然數校ヲ兼務スルノ已ムヲ得ザル場合有之ベキニ付テハ教練教師等ノ力ニ俟ツベキモノ特ニ大ナリト認メラル、ヲ以テ之等教職員

(注記5)

〔官立首、聲喧〕右二準ズル公私立學校長〔高等諸學校〕
支那事變中配屬將校ノ代理ニ關スル件
今次ノ支那事變ニ依リ配属将校ニシテ從軍セル者アル場合ハ陸軍現役將校学校配属令第六条ニ依リ他ノ將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシメラルベキニ付御了知相成度右配属将校代理モ自然數校ヲ兼務スルノ已ムヲ得ザル場合有之ベキニ付テハ教練教師等ノ力ニ俟ツベキモノ特ニ大ナリト認メラル、ヲ以テ之等教職員

(注記6)

一、曩ニ陸軍省人事局徵募課員ヨリ内協議アリタル際ハ前項ノ実施ハ〔陸〕達ヲ以テ為スコトナリシニ今回ノ通知ニ依レバ通牒ヲ以テセル由ニシテ此ノ間文部省ト聯絡ナカリシヲ遺憾トスル旨申入レタル處徵募課當局モ之ヲ遺憾トシテ釈明セリ、達ヲ通牒ニ変更シタルハ当初陸軍大臣ヨリ軍司令官、師團長、留守師團長ニ対シ命令スベキ予定ナリシ處省内ノ意見ニ依リ副官ヨリ參謀長宛ト変更シタルニ基ク趣ナリ、而テ實質ニ就テハ文部省ト諒解済ミナ

リシ故其ノ形式ニ就キテハ自省ノ便宜ニ従フコト、シテ

左迄重視セズ文部省ニハ協議セザリシノコトナリ、

一、教練教師〔及指導員〕(加筆)應召ノ場合ニ閲シテハ一般教職員ノ

場合ニ含メ通牒シアルヲ以テ〔特ニ言及ノ要ナキ〕〔其レ

ニ依ラシメ可然〕モノト認ム、〔高等学校指導員ニ閲シテ
ハ社会教育局ニ於テ考慮スルコト、セリ〕

(注記1)

「急」

(注記2)

「完結」

(注記3)

「記録掛

16・9・18 受領」

(注記4)

「110」(簿冊内件名番号)

(注記5)

〔付〕

(注記6)

「括弧内ハ地方長官宛ノ分ノミ加フルコト」

(注記7)

〔付〕

(注記8)

「秘」

(注記9)

「文部省 官普173号 昭和12・8・31」

(下札)

〔付〕

〔中止〕

〔付〕

〔付〕

〔付〕

〔付〕

様ノ配慮煩度申添フ

追テ青年学校教練科指導員ニ付テモ應召者多数ニ上ルヘク同

(注記8)

陸支密第四八五号

北支事変間ニ於ケル配屬將校ノ代理命課ニ閲スル件通牒

昭和十二年八月二十五日 陸軍次官 梅津美治郎 印

文部次官 伊東延吉殿

八月二十三日附陸支密第四二九号ヲ以テ協議セル配屬將校ノ代

理ハ北支事変間ニ限り軍司令官、師団長若ハ留守師団長之ヲ命

シ陸軍大臣ニ報告スルノ形式ニ依ルコトトシ陸軍一般ニ通牒致

シ置キタルニ付承知相成度尚配屬將校ノ數校兼務増加ニ伴ヒ學

校教練教師ノ力ニ俟ツヘキモノ特ニ大ナルハ申ス迄モナキコト

ニ付此ノ際教練教師ノ代理若クハ從来ノ欠員ヲ充足セシムルコ

トニ閑シ万般ノ手段ヲ講セラレ以テ教〔員〕〔育〕内容ノ低下ヲ

來サシメサル如ク特ニ配慮煩度

追テ青年学校教練科指導員ニ付テモ應召者多数ニ上ルヘク同

様ノ配慮煩度申添フ

〔付〕

〔付〕

〔付〕

〔付〕

〔付〕